

食事サービス契約書

サービス提供者(甲)



株式会社 A T

利 用 者 (乙)

様

サービス提供者：株式会社A T（以下「甲」という）と利用者：_____（以下「乙」という）は、食事サービスについて、次の通り契約を締結する。

（契約期間等）

第1条 本契約の期間は、 年 月 日～ 年 月 日とし、甲乙いづれから文書により更新しない旨の通知を相手方に発しない限り、本契約は契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。
ただし、事由の如何を問わずサービス提供の対象となる下記表示物件における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も当然に終了するものとする。

（食事サービスの提供、利用料金等）

第2条 甲は乙に対し、1日3食を基本として食事サービスを提供するものとし、乙は甲に対して実際に喫食した数を月次の実績で月締めとした利用料金を支払うものとする。

- 2 欠食については、乙が3日前の18時までに申し出たものについては1食単位でキャンセル出来るものとする。それ以降のキャンセルについて、乙はキャンセル料（実費）を負担するものとする。
- 3 塩分・糖分・カリウム等の成分を制限した特別食、及び咀嚼、嚥下機能を考慮した刻み食・ミキサー食等の対応については、個別に相談に応じるものとするものとする。（主治医の判断を必用とする場合がございます）
- 4 利用料金の支払方法に関し、甲は本条第1項の利用料金を請求書に明細を付して翌月10日以降に乙に請求し、乙は甲の指定する銀行口座へ引落しにより、同月27日までに前月分を支払うものとする。
- 5 食事サービスは1食あたり【朝食420円】【昼食600円】【夕食600円】（税別）とし、甲は乙に対し、実際に喫食した実績に応じた金額を請求するものとする。（朝食・昼食・夕食は、軽減税率（8%）の対象。）

（乙の契約解除・解約）

第3条 乙は、甲に対して書面で通知することにより、隨時に本契約を解除することができる。
その際の清算方法については、前述第2条に準ずるものとする。

（甲の契約解除・解約）

第4条 甲は、以下の事由がある場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- ①乙が正当な理由なく、サービス利用料の支払いを2ヶ月分以上滞納した場合
- ②乙は言動・態度等が、他の利用者に重大な影響を及ぼし、甲において十分な改善を尽くしても何ら成果が見込めない場合

（事故発生時の対応及び損害賠償）

第5条 甲は乙に対する食事サービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに乙の家族、身元引受人等関係者に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故が甲の故意または過失による場合は、甲は速やかに乙の損害を賠償するものとする。
- 3 当該事故発生につき、乙に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人（以下、丙という）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とする。

- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙または丙が死亡したときに確定するものとする。
- 4 丙は、住所を変更したときは直ちにその旨を甲に届けるものとする。
- 5 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、食事サービス費の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

(家賃債務保証会社等の提供する保証)

第7条 家賃債務保証業者等の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容について別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に当該保証を利用するためには必要な手続きを取るものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けて知った事項について、本契約期間中はもとより、契約終了後といえども、機密として扱いこれを第三者に漏洩してはならない。但し、以下の場合はこの限りでない。

- 1 相手方から開示を受ける以前に自ら知っていた事項、または公知であった事項。
- 2 相手方から開示を受けた後に、公知となった事項及び守秘義務を課されることなく、第三者から開示を受けた事項。
- 3 相手方から守秘義務の対象としないことについて、事前の書面による承諾がある事項。

(疑義等の決定)

第9条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

※平成30年6月1日より、提供する食事の調理を株式会社LEOC(レオック)に委託しています。

前記の契約を証するため、甲及び乙は本契約を締結し、また甲及び丙は上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

サービス提供の対象物件

名称 医療対応住宅ケアホスピス根岸
所在地 東京都町田市根岸2-30-10
規模・構造 R C造・3階建

サービス 住 所 〒213-0021
提供者 (甲) 神奈川県川崎市高津区千年新町9-15

氏 名 株式会社 株式会社A T
代表取締役 津田 篤志 印

契 約 者 (乙) 住 所

氏 名 印

連帯保証人 (丙) 住 所

氏 名 印

極度額 1,000,000円

身元引受人 住 所

氏 名 印